

令和元年度環境省調達改善計画の上半期自己評価結果（概要）

1. 共通的な取組

（1）調達改善に向けた審査・管理の充実

・外部有識者委員会の更なる活用

本省及び地方支分部局等における工事・建設コンサルタント契約案件について、外部委員により構成される入札監視委員会を令和元年 7 月 26 日に開催し、平成 30 年度における工事等の契約について審査を受けた。

（2）電力調達、ガス調達の改善

・支払事務の効率化

本省については、電気料金 4 件について、地方支分部局等については電気料金 50 件及びガス料金 13 件について、クレジットカード決済による支払を実施し、事務の効率化に努めた。

2. 重点的な取組

（1）一者応札の事前審査・事後審査の実施

・契約前自己チェックプロセスの実施

平成 31 年 4 月 1 日以降に契約を行った案件のうち、前年度に「契約金額が 1,000 万円以上」「一者応札」「落札率が極端な高さ（99%以上）」であった案件（仕様内容を前年度から変更しているが入札に参加し得る者が前年度と同様の案件を含む）について、本省については、24 件、地方支分部局等については、3 件の契約前自己チェックを行うことで、契約方式の妥当性を確認し、複数者応札（競争性）の確保に努めた。

・参加者確認公募を実施することの妥当性確認

平成 31 年 4 月 1 日以降に契約を行った案件のうち、契約前自己チェックの結果において、参加者確認公募への移行が妥当と判断された 10 件について、環境省会計担当等で組織された契約委員会にて公告前の事前審査を行った。

・参加者確認公募対象事業の拡充

参加者確認公募の対象事業に工事・建設コンサルタントを加える通知の改正を行った。

・アンケート調査の分析及び公表

アンケート調査結果等の分析を行い、第三者委員会にも報告、助言を受けるなどして、一者応札の原因等の把握に努めた。また、公共調達の改善に対する取組姿勢を見える化するために、分析結果を環境省ホームページで公表し、アンケート回収率向上を図ることでより一者応札の原因把握に努めた。

3. その他の取組

(1) クレジットカード決済の活用

本省については、1 件の水道料金、地方支分部局等については、41 件の水道料金、53 件の電話料金及び 1 件の放送受信料金についてクレジットカード決済による支払を実施したことで、事務の効率化が図られた。

(2) 公告期間等の改善

平成 30 年度に一者応札であった案件であって令和元年度に複数者が入札に参加したものが本省で 10 件、地方支分部局等で 2 件あり、より契約が適正化されるとともに、昨年度と比較して総契約額が約 4% (約 383 万円) 削減^(注)された。

(3) 競争参加資格要件の緩和

平成 30 年度に一者応札であった案件であって令和元年度に複数者が入札に参加したものが地方支分部局等で 2 件あり、より契約が適正化されるとともに、昨年度と比較して総契約額が約 8% (約 801 万円) 削減^(注)された。

(4) 事業者が準備にかかる時間を十分に確保できるよう留意した受注者の決定時期の設定

平成 30 年度に一者応札であった案件であって令和元年度に複数者が入札に参加したものが本省で 2 件、地方支分部局等で 6 件あり、より契約が適正化されるとともに、昨年度と比較して総契約額が約 28% (約 7,636 万円) 削減^(注)された。

(5) 報告書等の積極的な開示

平成 30 年度に一者応札であった案件であって令和元年度に複数者が入札に参加したものが本省で 1 件あり、より契約が適正化されるとともに、昨年度と比較して総契約額が約 8% (約 222 万円) 削減^(注)された。

(注) 本年度契約額と昨年度契約額との差額 (変動のあった単価差等は個別に考慮した上で算出)

令和元年度の調達改善計画								令和元年度環境省調達改善計画上半期自己評価結果										
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標		難易度	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント	
							(原則、定量的に記載)	目標達成予定時期					定量的	定性的				
○		調達改善に向けた審査・管理の充実 (一者応札の改善に向けた取組)	・契約前自己チェックプロセスの実施 昨年度に引き続き、前年度の契約金額が1,000万円以上で、かつ前年度「一者応札」「落札率が極端な高さ99%以上」であった全案件について、業務担当者による契約前自己チェックを行う。なお仕様内容が前年度と変更されている場合においても、入札に参加し得る者が前年度と同様であれば、契約前自己チェックの対象とする。 ・参加者確認公募を実施することの妥当性確認 業務担当者による契約前自己チェックの結果において、参加者確認公募への移行が妥当と判断された全案件について、環境省会計担当及び政策評価担当で組織された契約委員会にて公告前に事前審査を行う。 ・参加者確認公募対象事業の拡充 参加者確認公募の対象事業を物品・役務に加えて工事・建設コンサルタントを加える。 ・アンケート調査の分析及び公表 入札等説明会に参加したものの応募に至らなかった事業者に対するアンケート調査を実施し、業務担当者及び事業担当部局の会計担当において今後の改善策を検討する。また、アンケート内容の調査結果を分析、公表することで調達改善の見える化を図る。	前年度の取組状況を分析した結果、一者応札の改善について、契約方式の妥当性についての確認プロセスを強化する余地が引き続き大きいと考えられるため。	A	H29 (一部H31年度)	・契約前自己チェックプロセスの実施 過去5年平均の100件程度(契約金額約840億円程度)の一者応札が継続している調達について、業務担当者による契約前自己チェックを行うことで、職員の一者応札改善への意識を高めるとともに、競争性確保を図る。 ・参加者確認公募を実施することの妥当性確認 ・参加者確認公募対象事業の拡充 一者応札が継続している調達の契約方式の妥当性を確認し、調達コスト削減を目指す。 ・アンケート調査の分析及び公表 公共調達の改善に対する取組を見える化することで、アンケート回収率向上を図り、個別案件ごとの一者応札の原因把握に努めるとともに競争性確保を図る。	H32年3月まで	A	H29	・契約前自己チェックプロセスの実施 前年度の契約金額が1,000万円以上で、かつ前年度「一者応札」「落札率が極端な高さ99%以上」であった案件(仕様内容を前年度から変更しているが入札に参加し得る者が前年度と同様の案件を含む)について、契約前自己チェックを行うことで契約方式の妥当性を確認し、複数者応札(競争性)の確保に努めた。 ・参加者確認公募を実施することの妥当性確認 契約前自己チェックの結果において、参加者確認公募への移行が妥当と判断された案件について、環境省会計担当等で組織された契約委員会にて公告前の事前審査を行った。 ・参加者確認公募対象事業の拡充 参加者確認公募の対象事業に工事・建設コンサルタントを加える通知の改正を行った。 ・アンケート調査の分析及び公表 アンケート調査結果等の分析を行い、第三者委員会にも報告、助言を受けるなどして、一者応札の原因等の把握に努めた。 公共調達の改善に対する取組姿勢を見える化するために分析結果を環境省ホームページで公表し、アンケート回収率向上を図ることにより一者応札の原因把握に努めた。	A	・契約前自己チェックプロセスの実施 平成31年4月1日以降に契約を行った案件のうち、本省で24件、地方支分部局等で3件の契約前自己チェックを実施した。 ・参加者確認公募を実施することの妥当性確認 平成31年4月1日以降に契約を行った案件のうち、契約前自己チェックの結果、本省については7件、地方支分部局等については3件参加者確認公募を実施することの妥当性を確認し、実施した。 ・参加者確認公募対象事業の拡充 令和元年度上半期においては、参加者確認公募を実施した工事・建設コンサルタントの案件はなかった。 ・アンケート調査の分析及び公表 アンケート調査について、事業者より下記のとおり回収ができた。 (平成31年4月1日から令和元年9月30日まで) アンケート調査の回収：10件 回収率：59%	・契約前自己チェックプロセスの実施 業務担当者において契約前自己チェックを行うことで、職員の一者応札改善への意識を更に高めるとともに、競争性の確保が図られた。 ・参加者確認公募を実施することの妥当性確認 契約方法の妥当性を事前審査するとともに、入札に参加が可能な者が存在するかどうかを確認することで、調達手続の透明性が図られた。 ・参加者確認公募対象事業の拡充 参加者確認公募を行える対象事業に工事・建設コンサルタントを追加することで、妥当な契約方式を選択することのできる事業がさらに拡充した。 ・アンケート調査の分析及び公表 アンケート調査の分析等を行うことで対外的な御意見に応えるとともに、契約前自己チェックを行うことで個別の案件について一者応札改善の余地を探し、調達コスト削減が図られた。	・契約前自己チェックプロセスの導入 随時 ・参加者確認公募を実施することの妥当性確認 随時 ・参加者確認公募対象事業の拡充 R1.10 ・アンケート調査の分析及び公表 H31.4	・アンケート調査の分析及び公表 入札説明会を開催しない場合や入札説明会に一者しか参加しなかったケースの対策が必要となる。	・契約前自己チェックプロセスの導入 引き続き効果や問題点について分析を行いながら取組を実施する。 ・参加者確認公募を実施することの妥当性確認 引き続き効果や課題の分析を行いながら取組を実施する。 ・アンケート調査の分析及び公表 入札説明会を開催しない場合や入札説明会に一者しか参加しなかったケースの対策として、アンケートの対象を、現行の「入札・企画競争説明会に参加したものの応募に至らなかった事業者」から「入札・企画競争への参加が期待できた事業者」に広げる。	
	○	調達改善に向けた審査・管理の充実	・外部有識者委員会の更なる活用 外部有識者で組織された審査委員会において前年度審議した案件について、提案を受けて行った対応及び得られた成果についてを審査委員会にて報告するとともに、会計事務担当者研修等により省内に一者応札の現状と対応状況等を共有する。 ・契約前自己チェック結果の分析 契約前自己チェックの結果、競争入札を行うこととなった案件のうち、引き続き一者応札となった個別案件及びその要因について一覧を作成し、審査委員会にて報告するとともに、省内に共有する。		A	H30 (一部H31年度)	・外部有識者委員会の更なる活用 外部有識者委員会で作られた個別の成果を展開し、より具体的な調達の適切性、透明性及び競争性を確保するための方法を省全体で共有することで、調達改善の促進を図る。 ・契約前自己チェック結果の分析 事業担当者が考える一者応札改善に向けた取組のうち、結果が伴わず引き続き一者応札になった案件について分析等することで、より成果を伴う調達改善方法を検討する。	H32年3月まで	A	H30	・外部有識者委員会の更なる活用 本省及び地方支分部局における工事・建設コンサルタント契約案件(以下「工事等」という。))について、外部委員により構成される入札監視委員会を令和元年7月26日に開催し、平成30年度における工事等の契約(257件・223,511.72万円)のうち、入札参加者数、落札者決定までの過程に着目して抽出された3件について審査を受けた。	B	—		・外部有識者委員会の更なる活用 契約方式の妥当性や価格等の適切性を事後検証することで、調達の適切性、透明性及び競争性を確保するための取組を推進することに努めた。	・外部有識者による事後審査 R1.7	—	外部有識者委員会のご意見を適切に反映していく。
	○	契約方式・価格の事後検証	環境省で実施した調達案件について、その契約方式や価格の妥当性を外部有識者により組織された委員会において事後検証いただく。	前年度の取組状況を分析した結果、一者応札の改善について、契約方式や価格の妥当性についての確認プロセスを強化する余地が引き続き大きいと考えられるため。	A	H29	一者応札が継続している調達の契約方式や価格の妥当性を確認し、調達コスト削減を目指す。	31年12月まで	A	H29	本省及び地方支分部局における工事・建設コンサルタント契約案件(以下「工事等」という。))について、外部委員により構成される入札監視委員会を令和元年7月26日に開催し、平成30年度における工事等の契約(257件・223,511.72万円)のうち、入札参加者数、落札者決定までの過程に着目して抽出された3件について審査を受けた。	A	—		R1.7	—	審議内容を次期計画に反映することにより、引き続き契約手続きの透明性及び公正性等の向上を図る。	
	○	地方支分部局等における取組の推進	本省会計課にて実施している内部監査と合わせて、地方支分部局等での契約前自己チェック実施状況を把握するとともに、本省で得られた成果を共有・展開する。		B	H30	地方支分部局等も含めて省全体で調達改善の取組を進める。	H32年3月まで	B	H30	下半期に内部監査を実施する予定であり、上半期においては実施していない。	C	—	—	随時	—	—	
	○	電力調達、ガス調達の改善	・支払事務の効率化 小切手又は現金払を原則行わず、クレジットカード決済による支払を実施する。また、引き続き契約相手方に対してクレジットカード決済の協力を要請していく。 ・電力・ガス小売り全面自由化に伴うコスト削減の検討 電力・ガス小売り全面自由化を踏まえ、予定価格が少額などの理由により入札に付さない場合においても、市場価格を考慮した予定価格を設定するなど、コストの削減を検討する。		A	H30 (一部H29)	・支払事務の効率化 事務の効率化、コスト削減を図る。 ・電力・ガス小売り全面自由化に伴うコスト削減の検討 予定価格が少額などの理由により入札に付さない場合においても、市場価格を考慮した予定価格を設定するなどとして、コスト削減に努める。	H32年3月まで	A	H30 (一部H29)	(本省) 4件の電気料金について、クレジットカード決済による支払を実施した。 (地方支分部局等) 50件の電気料金、13件のガス料金について、クレジットカード決済による支払を実施した。	A	—	一件ごとに支払手続を行っていた少額の光熱料等について、クレジットカード決済によりまとめて支払いを行うことで事務が効率化し、調達コストの削減が図られた。	随時	—	引き続き取組を実施する。	

その他の取組

具体的な取組内容	新規継続区分	特に効果があったと判断した取組	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)	
			定量的	定性的
クレジットカード決済の活用	継続	○	—	(本省) 1件の水道料金について、クレジットカード決済による支払を実施したこと で、事務の効率化が図られた。 (地方支分部局等) 41件の水道料金、53件の電話料金及び1件の放送受信料金について、クレジットカード決済による支払を実施したこと で、事務の効率化が図られた。
汎用的な物品・役務における共同調達等の有効活用	継続	—	—	—
公告期間等の改善	継続	○	(本省) 平成30年度に一者応札であった案件で、令和元年度上半期に複数者が入札した案件が10件あり、より契約が適正化されるとともに、昨年度と比較して約3%(約351万円)の削減(注)が図られた。 (地方支分部局等) 平成30年度に一者応札であった案件で、令和元年度上半期に複数者が入札した案件が2件あり、より契約が適正化されるとともに、昨年度と比較して約6%(約31万円)の削減(注)が図られた。	—
競争参加資格要件の緩和	継続	○	(地方支分部局等) 平成30年度に一者応札であった案件で、令和元年度上半期に複数者が入札した案件が2件あり、より契約が適正化されるとともに、昨年度と比較して約8%(約801万円)の削減(注)が図られた。	—
公告等、入札説明書等のホームページへの掲載	継続	—	—	—
事業者が準備にかかる時間を十分に確保できるよう留意した受注者の決定時期の設定	継続	○	(本省) 平成30年度に一者応札であった案件で、令和元年度上半期に複数者が入札した案件が2件あり、より契約が適正化されるとともに、昨年度と比較して約20%(約487万円)の削減(注)が図られた。 (地方支分部局等) 平成30年度に一者応札であった案件で、令和元年度上半期に複数者が入札した案件が6件あり、より契約が適正化されるとともに、昨年度と比較して約28%(約7,148万円)の削減(注)が図られた。	—
実績に関する得点が大半を占める等により特定の者が有利とならないよう留意した配点の設定	継続	—	—	—
提案書等の分量の適正化	継続	—	—	—
仕様の明確化	継続	—	—	—
報告書等の積極的な開示	継続	○	(本省) 平成30年度に一者応札であった案件で、令和元年度上半期に複数者が入札した案件が1件あり、より契約が適正化されるとともに、昨年度と比較して約8%(約222万円)の削減(注)が図られた。	—
適正な予定価格の設定(市場価格、過去に調達した類似案件事例等の情報収集・CIO補佐官からの助言の活用)	継続	—	—	—

(注)削減額は本年度契約額と昨年度契約額との差額(変動のあった単価差等は個別に配慮した上で算出)

外部有識者からの意見聴取の実施状況
(対象期間:平成31年4月1日～令和元年9月30日)

外部有識者の氏名・役職【環境省物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会 委員長 森島昭夫先生】 意見聴取日【令和元年11月12日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○一者応札の的確な改善策について ○クレジットカード決済の活用	○取組の効果は認められるが、環境省の業務における受注者の傾向やアンケートの結果を詳細に分析するとともに、担当職員が業務の質を念頭に置きながら、一者応札になった個々の要因について考え、対策を講じていくことが重要である。さらに、応札者の立場から現在の応札制度にどのような課題があるのか検討されたい。 ○クレジットカード決済の導入をより迅速に推し進めるべきである。	○引き続き業務の質を維持しながら、一者応札となった要因について、受注者の傾向やアンケート結果の分析するとともに、個別案件ごとの原因分析及び対策の検討並びに応札制度の課題分析を行う。 ○クレジットカード決済を導入していない官署に対して積極的な活用を促すとともに、契約相手方に対してクレジットカード決済の協力を要請していく。

外部有識者の氏名・役職【環境省物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会 委員長代理 野村豊弘先生】 意見聴取日【令和元年11月20日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○競争参加資格の適切性について	○取組の効果は認められるが、一者応札となった案件について、競争参加資格が必要以上に競争参加者を制限せず複数者が参加できる設定となっているか確認することが重要である。また、一者応札改善に向けた取組に対して担当部局による差異が生じないよう、組織全体として意識を高めることが重要である。	○引き続き契約前自己チェックにおいて、業務固有の参加要件を付す場合には、その適切性を十分に検討し、必要以上に競争参加者を制限していないか競争参加資格の設定を確認する。また、調達改善を省全体として取り組むため、調達改善に向けた研修を開催する。